

名古屋港管理組合公報

平成21年2月27日
(金曜日)
第431号

目次

○港湾施設の変更	1
○名古屋港管理組合職員服務基本規程の一部改正	2

告 示

名古屋港管理組合告示第2号

次の港湾施設は、平成21年2月27日から次のとおり変更する。
平成21年2月27日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

○ 施設の種類 荷さばき地
変更前
区画を定めた荷さばき地

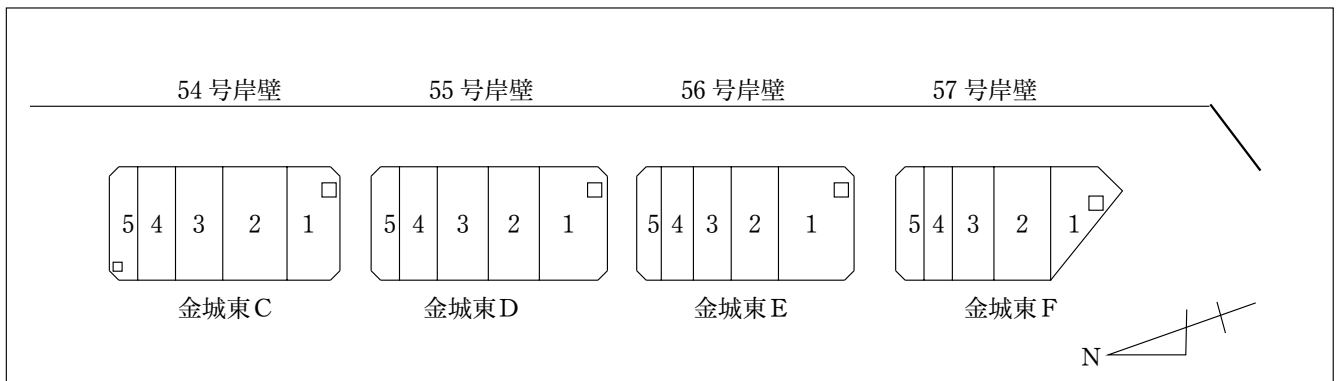
名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭東部E荷さばき地 (金城東E)	1 級	56号岸壁隣接	10,917 平方メートル	図による

(図は省略)

○ 変更後
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭東部E荷さばき地 (金城東E)	1 級	56号岸壁隣接	11,197 平方メートル	図による

図 (金城ふ頭東部E荷さばき地)



備考

- 数字は、区画の名称を示す。
- 金城東Eの区画の面積は、1は2,643平方メートル、2は2,946平方メートル、3は2,950平方メートル、4は1,326平方メートル、5は1,332平方メートルである。

訓 令

訓令第一号

組合内一般

名古屋港管理組合職員服務基本規程（昭和三十九年訓令第十一号）の一部を次のように改正する。
平成二十一年二月二十七日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第十八条に次のただし書を加える。

ただし、第四条及び第五条の規定によるものにあつては、直接に総務部職員課に送付するものとする。

様式第一号中

そ の 他			証 明 書
職 員 課 長 印		職 員 課 課 長 補 佐 印	人 事 係 長 印
所 属 課 (所) 長 印		所 属 課 長 補 佐 印	所 属 係 長 印
庶 務 担 当 課 長 印		庶 務 担 当 課 長 補 佐 印	庶 務 担 当 係 長 印

を

そ の 他			証 明 書
	職 員 課 長	課 長 補 佐	人 事 係 長
	所 属 課 (所) 長	所 属 課 長 補 佐	所 属 係 長

に定める。

様式第四号中

生 年 月 日			
職 員 課 長 印		職 員 課 課 長 補 佐 印	人 事 係 長 印
所 属 課 (所) 長 印		所 属 課 長 補 佐 印	所 属 係 長 印
庶 務 担 当 課 長 印		庶 務 担 当 課 長 補 佐 印	庶 務 担 当 係 長 印

を

生 年 月 日			
	職 員 課 長	課 長 補 佐	人 事 係 長

に定める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号（第4条、第5条関係）」と

返 納 理 由	
職 員 課 長 印	職 員 課
所 属 課 (所) 長 印	所 属 課
庶 務 担 当 課 長 印	庶 務 担 当

課 長 補 佐 印		人 事 係 長 印	
長 補 佐 印		所 属 係 長 印	
課 長 補 佐 印		庶 務 担 当 係 長 印	

を

返 納 理 由	
	職 員 課 長
	課 長

補 佐		人 事 係 長	
-----	--	---------	--

に定める。

様式第七号中「様式第7号」を「様式第7号（第5条関係）」と

理	由	
職員課長印		職員課課長補佐
所属課（所）長印		所属課長補佐
庶務担当課長印		庶務担当課長補佐

印	人事係長印	
印	所属係長印	
印	庶務担当係長印	

を

理	由	
職員課長		課長補佐

人事係長	
------	--

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成二十一年三月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の名古屋港管理組合職員服務基本規程の規定に基づき提出されている申請書等の書類の経由及び様式については、この訓令による改正後の名古屋港管理組合職員服務基本規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合